

平成29年度 第9回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年12月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	3 前田 榮子 4 中下 雅敏		
提出議題	議事 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項 新年会について		

平成29年度第9回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 ただいまから、平成29年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 今、総会が始まる前にいろんな話をしたので、挨拶については、そちらにかえさせていただき、省略させていただきます。

2 議事録署名者の指名について

議長 続きまして、議事録の署名者についてですが、本日の議事録署名者につきましては、3番の前田委員と、4番の中下委員を指名させていただきます。なお、書記に、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

事務局長 いえ、特にはありません。

議長 事務局から諸報告が別にないようでございますので、日程段4の議案、第41号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

4 議 事

議長 はい。説明の前に、日付の修正をお願いいたします。事前に議案を送付した後に、開催日が本日に移動してしまいましたので、議案等の日付が全て12月25日になっております。26日へ訂正をお願いいたします。

お手元に、農地利用最適化推進委員が記入した現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、あわせてご覧ください。

議案の3ページをご覧ください。番号1。譲渡人、持分2分の1●●●●。住所、広島市_____。持分4分の1■●●●。住所、広島市_____。持分4分の1◆◆◆◆。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、東広島市_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、483㎡。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、145㎡。所在地、江田島

町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,022 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「ドライフルーツの原材料とする柑橘を栽培するため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中下委員 江田島町の中下です。現場ははっきりいって雑木林の状態ですが、譲受人は、その土地を借りて農業をやられるということでしたので、それならぜひやっていただく、というような現状です。以上、問題ありません。よろしく申し上げます。

議長 ほかに、ご御意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長 はい。番号2。譲渡人●●●●。住所、能美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町高祖_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、800 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己所有農地と隣接しており、利便性が高いため、譲り受ける。」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 はい。沖美町高祖の前田です。先日、12月22日に、大方さん、辻さんという推進委員さんと、事務局と私で現地を確認いたしました。▲▲さんは、その近辺に、また土地を借りておられますので、間違いないと思います。よろしく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次、お願いします。

事務局長 はい。議案の4ページをご覧ください。番号3。譲渡人●●●●。住所、沖美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、462㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、879㎡。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、371㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、885㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、81㎡。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,002㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、939㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 はい。こんにちは、下河内です。現地を見てきました。別段問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 はい。つづきまして、番号4。贈与人●●●●。住所、神奈川県綾瀬市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、379㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自宅と隣接しており利便性が高いため、自家

消費用野菜の栽培地として受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。

議長 この4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 はい。能美の田中です。これは、受贈人の旦那さんのお兄さんからの贈与になりまして、現在も畑で作っておられますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この4番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 異議がないということでございますので、4番の案件につきまして、許可することにします。以上で、3条の審議を終わります。議案第42号の農地法4条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 はい。議案の17ページをご覧ください。

番号1。追認の案件です。申請人●●●●。住所、長野県茅野市_____。職業、無職。所在地、沖美町是長_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、41㎡。

申請理由は「昭和38年頃に西側隣接地に建物を建て、家庭菜園として利用していた申請地を、住宅への進入路及び庭園として平成8年に完成させた。相続により3年前に当該地を取得したが、農地であることに気が付かなかった。この度、地目が農地であることを知り、顛末書を添付して申請する」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 はい、下河内です。現地を見てきまして、内容等に間違いはないと思いますので、宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議がないということでございますので、以上で4条の審議を終わります。議案第43号の農地法5条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 21ページをご覧ください。
番号1、貸人●●●●。住所、江田島町_____。借人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、江田島町江南_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、300㎡。
申請理由は使用貸借で、借人は「自己居住用住宅用地として、借り受ける」ということでした。二階建て、建築面積139.85㎡を予定しています。使用貸借期間は、35年間です。
ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

事務局長 現地は、中福委員さんと推進委員の向井さんと事務局で行かせていただきました。資料の写真を見ていただくと分かるんですけども、一部分を従前から駐車場のようにして使われておられる部分があります。そこを含めて、●●さんが次男である▲▲さんに、贈与でなく貸借という形でお渡しされ、▲▲さんが家をそちらに建てられて住まれるということでした。なんで使用貸借なのかというと、親子間で他にもご兄弟がおられる際に贈与が絡むと亡くなられた時に問題が発生するので、親子間で、使用貸借のやり取りを行うとのことでした。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員が許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長 こちらの案件は、さる12月17日に、譲渡人の●●●●さんが亡くなりました。本日お手元5条の申請の番号2を別途配らせていただいているのですが、そちらのほうをご覧ください。●●●●さんの相続人である3名の方が、事前に出されておられました申請の承継申請をされましたので、議案の取り下げはせず、審議をしていただくとようになります。譲渡人●●●●相続人■ ■ ■ ■ ■。住所、大阪府門真市_____。●●●●相続人◆◆◆◆。●●●●相続人○○○○。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、497 m²。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、269 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「業務拡大のため、海産物干場及び駐車場用地として、譲り受ける」ということでした。ご審議をお願いいたします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。書かれている通りなんですが、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ご意見、ご質問がないようでございますから、この2番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 全員、異議がないということでございますので、許可をします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号3、贈与人、●●●●。住所、能美町_____。受贈人、▲▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、46 m²。
申請理由は贈与で、受贈人は「駐車場及び庭として利用するため、受贈する」ということでした。ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。申請地は、道が敷地になっておりまして、狭くて使うことができないので、隣の方に、贈与という形で譲り渡すそうです。問題がないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 この3番の案件につきまして他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番の案件につきまして、この案件を許可といたします。次をお願いいたします。

事務局長 はい。議案の22ページをご覧ください。
番号4、追認の案件です。譲渡人●●●●。住所、大柿町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。
所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、墓地。面積、245㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「本年9月に申請地を購入し、墓を建立した。農地法の手続きが必要であることを知らず、農地を転用した。この度、手続きが必要であることが分かり、始末書を添付して申請する。」墓碑1基、駐車場2台分です。
ご審議をお願いします。

議長 この4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 はい、大柿町の村上です。申請通り間違いないので、お願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

事務局長 一応事務局も確認しましたので、補足で説明させていただきますと、●●さんは▲▲さんの奥さんの、義理のお姉さんにあたります。●●さんの家から▲▲さんの家へ、墓地として譲り渡すという話が前から決まっていたそうです。こちら写真を見ていただいたら分かるんですけども、前面がコンクリート張りになっています。こちらが何故農地かという、もともとここは鶏舎があったそうで、●●さんは養鶏をされていたということでした。建物は壊したんですけども、下のコンクリート部分だけは残っている状態で、そこに墓を作られた、という形になっています。

山田委員 ちょっといいですか。墓地ということになると、周辺への承諾がいるんじゃないんですか。

事務局長 それはですね、ここは前方がお寺で、後方も畑とか、農地しかない、民家がないんです。墓地等の関係は、環境課のほうで、墓地埋葬法という法律で、別の申請をされております。どちらかがだめだったら、両方だめになるという、両方の許可がおりない限り、骨をいれて、墓として使用することが出来ないということです。ただ、先に墓を建ててしまっている、申請が後先になってしまったという形になります。ただ、周囲の家に対しては、問題は発生していないということです。

山田委員 分かりました。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということでございますので、この案件につきまして、許可いたします。以上で5条の審議を終わりました、議案第44号の農地利用集積計画の決定について、事務局から説明をしてもらいます。

中下委員 事務局、すいません。一件、私は関係する案件があるので。中座しようか。

事務局長 裁決の時に不参加ということでよろしいでしょうか。

中下委員 ええ。

事務局長 申し訳ありません。このなかの番号9番に中下委員さんが関係した案件がはいっておりますので、今回の審議には、中下委員さんは除外とさせていただきます。別添資料のほうで、集積計画のお写真をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。この集積計画につきましては、事務局で現地を確認して写真を添付しているだけで、中身については農林水産課から農業委員会に対して決定を求められているものになります。ですので、農業委員会では、所有者の方に直接意見の聴取は行っておりません。

議案の34ページ、35ページをお開きください。続けて説明させていただきます。現地の写真をお配りしておりますのでご覧ください。

まず番号1番から6番は同一の案件ですので、あわせて説明いたします。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、278㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、307㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、334㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、420㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、651㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、田。面積、341㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町_____。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、解除条件付使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年12月27日。終期、平成33年12月31日。期間は4年です。新規の案件です。

続きまして、番号7と8が同一の案件ですので、あわせて説明します。利用権を設定する農用地、大字、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、415㎡。利用権を設定する農用地、大字、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、399㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市_____。■●■●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町_____。◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成29年12月27日。終期、平成34年12月31日。

期間は5年です。継続の案件です。

続きまして、番号9、利用権を設定する農用地、大字、江田島町_____。現況地目、畑。面積、4,238 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町_____。○○○○。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成29年12月27日。終期、平成39年12月31日。期間は10年です。継続の案件です。

続きまして、番号10と11が同一の案件ですので、あわせて説明します。利用権を設定する農用地、大字、江田島町中央_____。現況地目、畑。面積、432 m²。利用権を設定する農用地、大字、江田島町中央_____。現況地目、畑。面積、218 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____。△△△△。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町_____。◇◇◇◇。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成29年12月27日。終期、平成34年12月31日。期間は5年です。継続の案件です。

続きまして、番号12、利用権を設定する農用地、大字、沖美町畑_____。現況地目、畑。面積、678 m²。利用権を設定する者。住所氏名、安芸高田市_____。★★★★。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成29年12月27日。終期、平成39年12月31日。期間は10年です。新規の案件です。

続いて番号13と番号14をあわせて説明します。利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川_____。現況地目、田。面積、2575 m²。利用権を設定する農用地、能美町鹿川_____。現況地目、田。面積、74 m²。

利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町_____。☆☆☆☆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、大柿町_____。□□□□。設定する利用権、利用権の種類、解除条件付貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成29年12月27日。終期、平成33年12月31日。期間は3年です。継続の案件です。以上で説明を終わります。

議長 これらの案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。特に何かあれば、お願いします。

山田委員 一応、切串のほうは現場を見ました。耕作されております。

村上委員 12番はどういうことですか。

事務局長 これは、農地中間管理機構という農地の貸し借りをする団体がありまして、そこを通して貸し付けるという時に、まず、所有者が一旦そちらに貸し付けます。そして、多分来月くらいに出てくると思うんですけども、この次に、農業振興財団のほうで、個人に貸し付ける、という流れになります。ですので、2

回の手続を経て、農地の貸し借りが行われるということになっております。このたびは、所有者の★★さんが農地中管理機構に貸し付ける、という集積計画がでております。

田中委員 賃借は入らないんですか。

事務局長 これは使用貸借で、無料でいいという話なので、お金は発生しておりません。これが出てきた段階で、振興財団から貸す相手も既に決まっている状態が出てきますので、必ず誰かに貸し付けるという話になります。この案件は養蜂と柑橘をされている方がおられるんですけど、その方に対して、次は貸すという話になっていると思います。畑で、10年くらい前に3条とかで畑を借りて、また、幸ノ浦で農地を借りて耕作されている方なんですけれども、その方がここを借りられるという案件です。

村上委員 はい、ありがとうございます。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、これらの案件につきまして、決定することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員がないということですので、決定とします。以上で、農地利用集積計画の決定についての議案を終わります。日程第5の協議事項に移ります。

5 協 議 事 項

議長 事務局から何かありますか。

事務局長 ・新年会について

6 そ の 他

議長 それでは終わりにしたいと思います。ありがとうございました。